

「陸前高田市こども基本条例（案）」に対する意見の募集結果について

「陸前高田市こども基本条例（案）」の策定にあたり、広く市民の皆様からご意見を伺うためパブリックコメント（意見公募）を実施しました。

この条例は、こどもの可能性を広げ、こどもがのびのびと育つまちの実現を目指すため、市・保護者・学校等関係者・地域住民・事業者及び議会の役割を明らかにし、社会全体でこどもの成長を支えることを目的としたものです。

お寄せいただいたご意見と回答は下記のとおりです。いただいたご意見を踏まえ、条例策定を進めてまいります。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間及び閲覧期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月30日（水）

(2) 閲覧場所

陸前高田市役所庁舎（6階議会事務局）、各地区コミュニティセンター、陸前高田市立図書館、陸前高田市ホームページ

2 意見提出者数及び提出件数

(1) 提出者 2人

(2) 提出件数 15件

3 意見への対応状況

(1) 条例案に反映するもの 1件

(2) 逐条解説等に反映するもの 2件

(3) 条例運用で参考とするもの 12件

4 お寄せいただいたご意見の内容と回答

項目	意見の概要	回答
前文	一行目 ・「こどもは地域の宝」という表現（こども観）に私は違和感を覚えます。東日本大震災の教訓の話とつながりますが、当時のこどもたちは震災後に「宝」として、「復興の担い手である」ことや「地域に貢献しなければならない」といったプレッシャーをかけられて育ってきたと思います。それが苦痛だったこどもたちが多くいるはずです。 「宝」がそのような文脈で使われてきたことを振り返れば、その文言を使うよりも「こどもはひとりの人格を持った人間であり、大人と同じように尊重されるべき存在です。」など、「子どもの権利条約」に基づく文言をこどもたちに届けてほしいと感じます。 その意味で「解説」にある「こどもの尊重」と「大人の責任」という文言こそ、そのまま前文に盛り込んでいただきたいとも感じました。 ・また、これは「前文」にとどまらない話ですが、1994年に日本も批准した「子どもの権利条約」の「子どもの権利」そのものが（政府が保障する義務を負うものであることを含め）あまり知られていないように感じます。 そのため、ぜひ「子どもの権利（条約）」という文言をどこかに入れてほしいと感じます。第3条・第10条などに、子どもの権利の内容が書かれてあるように思うので、その文言を入れてもらえたら幸いに思いました。（第3条であればたとえば「子どもの権利条約のもと、こども施策は～」などとしてもらえないかなどと思いました）。	ご意見ありがとうございます。ご指摘を踏まえ、逐条解説の修正をさせていただきます。 「こどもは地域の宝」という表現につきましては、こどもが地域の担い手であるから大切にするという趣旨ではなく、少子化が進む自治体だからこそ、公助と共助により子育ての負担を軽減し、多様な学びや成長の機会を保障することで、こども一人ひとりの可能性を広げていきたいという意図を込めたものです。 ご指摘のような誤解を与えないよう、逐条解説においては「こどもを『地域の宝』『未来を切り拓く存在』として尊重し、その成長や可能性を支援することが社会全体の責務であることを強調しています。」という記述を、<u>「こどもは無限の可能性を秘めた存在であり、その成長を『地域の宝』として社会全体で支えていく必要があります。」と強調しています。」</u>と改めます。
前文	二行目 ・「未来を切り拓く」という文言を記載するのであれば、そのために、「こどもの今」を大人や地域社会はどう支え、どう力になるかを書いて、こどもたちに届けてほしいと感じます。大人はこどもたちに「今」を聞かず、「未来」を語り（語らせ）「未来」を求めがちだと感じています（上記の「復興の担い手」などもそことつながります）。 条例の「目的」には、大人の「役割を明らかにする」とあるため、「こどもの今」を、こども目線に立ったときに大人はどうするのかを記載してほしいと感じます。 （例：こどもたちが今この町で安心して暮らすことができるように、 私たちこの町にいる大人は、こどもたちの声をきちんと聴く努力をします。）	ご意見ありがとうございます。いただいた内容は条例運用の参考とさせていただきます。 こどもの声を尊重することにつきましては、前文第3段落に「こども一人ひとりを尊重」と記載しているほか、第6条第1項では「学校等関係者は、こどもの可能性を最大限に引き出すよう努め、こどもが自分で考え、学び、進んで意見が表明できるように年齢と発達に応じた支援を行うものとする。」、第10条第2項では「市は、まちづくりに関し、こどもの可能性と意志を重視し、こどもが意見を表明することができ、意見が反映される機会の確保に努めるものとする。」と規定しております。 さらに、上位法であるこども基本法第11条においても、こどもの意見を施策に反映させることが明記されております。したがって、ご指摘の趣旨は本条例や関連法令において包含されていると考えておりますが、今後の条例運用にあたっては、ご指摘を踏まえて注視してまいります。

項目	意見の概要	回答
前文	四行目 ・「家庭を基盤としながら」という文言は、家庭という単位を強調してしまうリスクがあるかもしれないと感じました。 省いた方が保護者の方が「周りに頼ってもいい」「地域で育てるもの」と感じられる文言となるのではないかと感じました。	ご意見ありがとうございます。いただいた内容は条例運用の参考とさせていただきます。 第5条において「保護者は、子育てについて第一義的な責任があり」と規定していることから、「家庭を基盤としながら」という表現を用いております。 一方で、「周りに頼ってもいい」「地域で育てるもの」といった視点も重要であると認識しており、条例全体の構成や運用を通じて地域の理解を得ながら推進してまいります。
前文	六～七行目 ・「豊かな人格と創造性」を「多様な経験や学びの機会を提供する」ことで育てるという表現（順番・こども観）には少し違和感を覚えます。 「多様な経験や学びの機会」を提供することは、こどもたちの知る権利・育つ権利・生きる権利を大人たちが保障するためにあるのではないかと考えるためです。こどもは権利の主体であるということがこどもや大人に伝わるといういいなと感じます。 たとえばですが、「また、こどもたちが健やかに育つことができるよう、地域の特色、歴史及び文化について、こどもが知り、触れることのできる機会を保障します」などはいかがでしょうかと提案させていただきます。	ご意見ありがとうございます。いただいた内容は条例運用の参考とさせていただきます。 本条例は、人口減少が進む当地域において、経験や学びの機会に地域間格差が生じないよう、社会全体で支えていく必要があるとの考えから策定したものです。そのため、当該の表記を用いております。 こどもの権利の保障につきましては、ご指摘の点を踏まえつつ、条例の運用において適切に反映されるよう注視してまいります。
前文	十行目 ・震災の教訓には「地域に根ざす共助の精神」だけでなく、「公助」も入れてほしいと感じます。 子どもの権利条約は、その役割の中心は政府にあるとしています。また、災害時の国際的な基準（スフィア基準）は、公助の役割を示しています。 当市が SDGs未来都市である以上、それらの国際的な基準（視点）は外せないのではないかと思います。 たとえばですが、「～共助の精神と、災害があってもこどもたち一人ひとりが安心し、尊厳を持って生きていくことのできる公助の実現に平時から励み、社会全体でこどもたちの健やかな成長を支えたいと考えます」などという言葉をごどもたちに届けてほしいと思いました。 ・「解説」を読むと「こどもが心身ともに安心して育つ環境整備」とあるので、具体的に「東日本大震災の経験から、子どもの遊び場や居場所の必要性を我々大人たちは認識しました」などの文言も入れていただけたらとも感じた次第です。	ご意見ありがとうございます。いただいた内容は条例運用の参考とさせていただきます。 条例制定の意義として最も大きいのは、地域全体が子育てに関わることを明確にする点にあると考えております。 これまでも行政としては、子ども・子育て支援事業計画や教育振興計画を策定し、子育てや教育への支援を進めてきました。しかし、少子化が進行し続けている現状を踏まえ、地域全体でこどもを支えていく必要性が一層高まっていることから、本条例の制定を目指したものです。 このため、地域の協力をお願いする意味で「共助」という言葉を特に取り上げています。 一方で、公助の重要性についても第4条で規定しており、個別の支援策については各種計画において検討してまいります。

項目	意見の概要	回答
(定義) 第2条	■指摘：こどもの定義が広く、実効性のある施策につながりにくい こども基本条例第2条では、「こども」を原則として18歳未満と定義しています。もちろん、国際的な児童の権利条約等にも準拠した形ではありますが、この定義のままでは実効的な施策設計が非常に困難になると感じます。なぜなら、0歳児と17歳の高校生では、必要な支援・関わり方・環境整備がまったく異なるからです。 ■現実：ステージごとのニーズが見落とされている たとえば陸前高田市においては、以下のような「ステージごとのズレ」が見られます。 ・出産前後の支援体制が非常に脆弱で、妊娠中・乳児期の親の不安が大きい（医療アクセス・交通・制度の乏しさ） ・一方で、「子どものために公園を作りました」などの取り組みはあるが、実際は就学児が中心で、乳幼児は混雑や安全面で遊びにくい。 ・屋外施設は整備されていても、雨天や冬季に安心して過ごせる屋内の乳幼児向けスペースが乏しい。 ・一括りに「子ども向け施設」として整備されると、年齢・発達段階に合わない利用環境になり、結果的に“誰のためでもない施設”になる。 このように、「子ども」というひとくくりの概念では、真に必要な支援が届かない危険性があります。 ■提言：ステージ別の整理と、対象明確化を条例運用に取り入れるべき 本条例の定義そのものを急に変えるのは現実的ではないかもしれませんが、少なくとも以下のような運用・指針が必要だと考えます： ●「子ども支援」を、年齢や発達段階に応じたステージごと（例：妊娠期・乳幼児期・就学前・小学生・中高生）に分けて検討・記録する ●各ステージごとの課題、特に支援が不足している段階（出産前後、乳幼児など）を明確にし、重点化すべき対象を可視化する ●施設整備・制度設計にあたっては、「子ども全般」ではなく、「どの層にどんなニーズがあるか」に基づいた分類と目的の明示を徹底するこうした工夫により、同じ予算でもより効果的に使えるようになり、支援が必要な層に届きやすくなります。 ■おわりに こども基本条例の理念は、市民の誰もが共有したい価値観です。しかし、「こども」という言葉があまりに広いために、誰の支援にもなっていないという結果に陥っては、本末転倒です。ステージごとに分けて考える運用方針を盛り込み、より精緻で実効的な条例の運用へと発展していくことを期待します。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、各種施策実施における参考とさせていただきます。 本条例は、政策の土台となる理念について整理する「理念条例」として、制定を目指しております。そのため、具体的な施策や制度の詳細を規定するものではありません。 各成長段階に応じた支援のあり方や、施設整備・制度設計といった具体的な取り組みについては、「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画」や「陸前高田市教育振興基本計画」において定めております。 いただいたご意見につきましては、今後の計画や運用の検討にあたって参考とさせていただきます。

項目	意見の概要	回答
(市の役割) 第4条	・明示されている内容が子どもの保護の側面が多いと感じるため、子どもが権利の主体であると感じられる内容もほしいと感じました。たとえば、第10条に見られる子どもの意見表明権を「市の役割」として保障するなどがあっていいのではないかと思います。 「子どもの意見表明権をもとに、こどもの声を拾う機会を設け、こどもたちが生きやすい地域づくりを実現します」など、こどもたちに権利の主体であることを届けてもらえたらと感じます。 ・また、これは（市の役割）の「2」に該当するかと想像しますが、「子どもの貧困を防ぐ」など、貧困対策（生理の貧困なども含め）について明記してほしいです。 SDGsで最初に出てくる目標は貧困をなくすことであり、市として明確に書いてほしいと思いました。 ・「5」については、医療のアクセスに精神科などもイメージできるように（こどもたちに精神科は不要と考えられてしまうこともあるため）「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理・福祉の専門家の配置」や「こどもたちのSOSを受け取ることのできる大人の養成に尽力する」などの文言もあってほしいと感じました。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は条例運用の参考とさせていただきます。 こどもの意見表明については、第10条第2項において「市は、まちづくりに関し、こどもの可能性と意志を重視し、こどもが意見を表明することができ、意見が反映される機会の確保に努めるものとする。」と規定しており、ご指摘の趣旨も含まれているものと認識しております。 あわせて、今後の施策運用にあたっては、より具体的に「こどもの声を拾う機会の充実」に努めてまいります。 また、貧困対策や精神的なケアにつきましては、第2項「市は、こどもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。」を根本として、個別計画において検討してまいります。 いただいたご提案も参考にさせていただきます。
(保護者の役割) 第5条	・「愛情をもって」という文言は削除していただきたいと感じました。 「子どものためを思って」という愛情が、こどもにとって負担となることが多々あります。子どもの発達特性や環境との不調和の問題を、「親（保護者）の愛情不足」と勘違いされてしまうことはよくあり、そのことは親を責め、苦しめることにつながります。 したがって、「愛情をもって」という文言ではなく、代わりに「周りと協力しながら」などではいかがかと思いました。 →「解説」の「保護者が愛情をもって～」から始まる文章は、申し訳ありませんが、認識が適切ではないと感じました。 「愛情」も必要かもしれませんが、養育に必要なのは「愛情」よりも「適切な関わり」「権利を尊重し合う関わり」だと考えます。 さらに言うと、保護者の存在が重要なことは間違いありませんが、子どもにとって安心できる（愛着形成ができる）大人の存在、大人との関わりが重要であり、それゆえに地域で育てる意識が重要なのだと思います。 なお、「自己肯定感」という言葉（概念）が解説の中でいくつか見られましたが、自己肯定感は環境と合うことなどで勝手に育まれるものであり、自分で高くするもの、誰かが上げてあげるものと解釈がされては危険なものと私は考えています。 周囲（身近な大人や地域社会）から「あなたはここにいていい」と肯定され、安心して過ごす経験が確かにあれば、仮に自分で自分を肯定できなくても（自己を肯定できなくても）人は生きていけるものだと私は思います。	ご意見ありがとうございます。ご指摘を踏まえ、条文と逐条解説を修正いたします。 「愛情をもって」という表現は削除し、<u>「保護者は、子育てについて第一義的な責任があり、こどもが健やかに育つよう努めるものとする。」</u>と改めます。 また、逐条解説の「保護者が愛情をもってこどもに接すること」で」という記述についても、<u>「保護者がこどもを個人として尊重すること」</u>と改め、より適切な表現にいたします。

項目	意見の概要	回答
(学校等関係者の役割) 第6条	・「教育の義務」に関する記述と、いわゆるインクルーシブ教育の実践に関する記述がほしいと感じました。 「教育の義務」は「子どもが教育を受ける義務」と誤解されがちなため「子どもには教育を受ける権利があり、それを大人が保障する義務がある」ことがわかるように書いてほしいです。 インクルーシブ教育においては、日本は国連から勧告を受けるなど、進める必要性が指摘されているかと思います。 障害のある子どもをはじめ、「多様な子どもがいる前提で、すべての子どもがともに学ぶことのできる学校環境づくりの実現を目指す」ことを明記してほしいです。 たとえばですが、「学校等関係者は、こどもたちの教育を受ける権利を保障できるように努めます。多様なこどもたちが安心して教育を受けることのできる学校及び教育環境の実現を目指します。必要に合わせて、地域住民や行政機関等と連携をする」などとあったらいいなと感じました。 ・また、学校内で起こる暴力（学校内における体罰やいじめ、性加害の問題などが全国的に聞かれているかと思います）を起こさないために「文部科学省による生徒指導提要などをもとに、こどもたちが安全に学校で過ごすことができるよう、関係機関と協力しながら尽力する」などの文言や、「隠れたカリキュラム」とされる「こどもたちへの刷り込みに気をつける」といった方向の文言もあってほしいと感じました。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、各種施策実施における参考とさせていただきます。 本市では「ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくりアクションプラン」において、インクルーシブ教育に関わる具体策を規定しているところです。 ご指摘いただいた「教育の権利の保障」や「多様なこどもが安心して学べる環境づくり」「学校内の安全確保」などの視点についても大変重要と認識しており、今後の施策実施にあたり留意し、参考にさせていただきます。
(事業者の役割) 第8条	・「子育てに対する理解」のみではなく「ジェンダーの理解」も追記してほしいと感じました。 男性の育休や、女性にのみ子育てを背負わせないことが、条例の目的にある「こどもがのびのびと育つまちの実現」には重要だと考えます。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、各種施策実施における参考とさせていただきます。 ジェンダーの理解に関する取組は、「陸前高田市男女共同参画計画」において理念と施策を詳細に示しております。本条文においては必要最小限の記載にとどめますが、いただいたご意見を踏まえ、関連計画との連携や各事業者への周知促進に努めてまいります。